



平成 28 年 1 月 28 日  
海 上 保 安 庁

**「船舶交通の安全・安心をめざした第三次交通ビジョン  
の実施のための制度のあり方について」交通政策審議会が答申  
～一元的な海上交通管制の運用に向けて～**

本日、交通政策審議会（海事分科会船舶交通安全部会）からいただいた答申の主な項目は次のとおりです。（概要は別添資料のとおり）

- ・ 一元的な海上交通管制の構築
- ・ 航路標識を活用した安全対策の強化
- ・ 船舶交通の現状を踏まえた港内の安全対策
- ・ 現行制度にかかる所要の取り組み

海上保安庁では、今後、この答申を踏まえ、船舶交通の安全対策等を進めてまいります。

1. 船舶交通安全部会について

25 年 10 月、本審議会海事分科会において、今後の船舶交通安全政策が果たすべき役割と方向性及びそのための手法について答申（船舶交通の安全安心をめざした取組み～第三次交通ビジョン～）がとりまとめられました。

この第三次交通ビジョンに盛り込まれた施策の実施状況の確認及び長期的視点に立った船舶交通安全政策のあり方を議論するため、本分科会の下に「船舶交通安全部会」が設置されました。

2. 今回の答申について

今回の答申は、第三次交通ビジョンに盛り込まれた施策のうち、一元的な海上交通管制の構築をはじめとした施策を実施するために必要な制度のあり方等についてとりまとめられたものです。

本答申にかかるこれまでの審議等の状況は次のとおりです。

- ・ 第 3 回船舶交通安全部会 H27.5.7

- ・ 第 4 回船舶交通安全部会 H27. 7. 2
- ・ 第 5 回船舶交通安全部会 H27. 8. 7
- ・ 中間とりまとめ 公表 H27. 8. 28
- ・ 第 6 回船舶交通安全部会 H28. 1. 25

答申の全文は、国土交通省のホームページからダウンロードできます。

(国土交通省 HP) [http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303\\_senpakuanzen01.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303_senpakuanzen01.html)

「船舶交通の安全・安心をめざした第三次交通ビジョン  
の実施のための制度のあり方について」

～一元的な海上交通管制の運用に向けて～

交通政策審議会 海事分科会 船舶交通安全部会 答申（概要）

## 項目の概要

今後の船舶交通安全政策が果たすべき役割と方向性及びそのための手法についての答申（平成25年10月）のうち、一元的な海上交通管制の運用に当たって執るべき措置等にかかる新たな制度のあり方及び現行制度にかかる所要の取り組みについては以下のとおり

### ●一元的な海上交通管制の構築

- (1) 船舶交通を一体的に把握できる海域及び港を「指定海域」及び「指定港」と設定
- (2) 指定海域に入域しようとする一定以上の船舶から、船名その他の事項を通報させる制度の創設
- (3) 指定海域と指定港の航路を連続して航行する船舶による事前通報の一本化及び指定港の航路における一定以上の船舶に対する航路航行時刻の変更その他の安全を確保するために指示する制度の創設
- (4) 非常災害発生時において措置する制度の創設
  - ・ 指定海域及び指定港にある船舶への周知措置及び船舶の情報聴取義務海域の拡大
  - ・ 航行禁止、移動・退去の命令及び経路指定等
  - ・ 緊急に航路標識を設置する場合の現場付近船舶への従事命令等

### ●航路標識を活用した安全対策の強化

- (1) 海上保安庁以外の者による船舶交通への影響が軽微な航路標識の設置手続き等の届出制による簡素化
- (2) 航路標識の種別、形状、管理方法の技術基準等、許可及び届出にかかる基準の明確化
- (3) 非常災害発生時など、緊急的に航路標識を設置する場合における告示によらずに周知する制度の創設

### ●船舶交通の現状を踏まえた港内の安全対策

- (1) 「雑種船」の定義のうち、汽艇の範囲については総トン数二十トン未満の汽船とし、名称については「汽艇等」と変更

### ●現行制度にかかる所要の取り組み

- (1) 沿岸ふくそう海域における船舶交通の整流を図る必要がある場合の経路の設定及びAIS航路標識を活用した明示 等
- (2) 港内における海難の発生など安全を確保するための航路によらない交通方法の設定 等
- (3) 小型船舶の事故を防止するための遵守事項違反制度の見直し 等